新旧対照表（風水害・原子力等災害対策計画）

資料②-1

頁	現　行	改　正　案	備考
	第１編　総則	**第１編　総則**	
	第１章　計画の目的	第１章　計画の目的	
	第２節　計画の性格	第２節　計画の性格	
1-1	４．愛知県地域強靱化計画との関係 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第 13 条において、県が策定する国土強靱化地域計画は、国土強靱化に係る当該都道府県の計画等の指針となるべきものとされている。 このため、この計画の国土強靱化に関する部分は、愛知県地域強靱化計画を指針とし、同計画の基本目標である次の事項を踏まえるものとする。 ①　県民の生命を最大限守る ②　（略）	４．日進市地域強靱化計画との関係 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第 13 条において、市が策定する国土強靱化地域計画は、国土強靱化に係る市の計画等の指針となるべきものとされている。 このため、この計画の国土強靱化に関する部分は、日進市地域強靱化計画を指針とし、同計画の基本目標である次の事項を踏まえるものとする。 ①　市民の生命を最大限守る ②　（略）	日進市地域強靱化計画策定に伴う修正
1-2	③　県民の財産及び公共施設、愛知県を始め中部圏全体の産業・経済活動に係る被害をできる限り軽減する ④　（略）	③　市民の財産及び公共施設、産業・経済活動に係る被害をできる限り軽減する ④　（略）	
	第２章　基本理念及び重点を置くべき事項	第２章　基本理念及び重点を置くべき事項	
	第２節　重点を置くべき事項	第２節　重点を置くべき事項	
1-5	３．住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項 （略） また、避難準備・高齢者避難開始、避難勧告・避難指示（緊急）及び災害発生情報（以下、「避難勧告等」という。）等に警戒レベルを付して提供することにより、避難のタイミングや住民等がとるべき行動を明確にする。	３．住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項 （略） また、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告・避難指示（緊急）及び災害発生情報（以下、「避難勧告等」という。）等に警戒レベルを付して提供することにより、避難のタイミングや住民等がとるべき行動を明確にする。	表記の整理
	第３章　各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	第３章　各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	
	第２節　処理すべき事務又は業務の大綱	第２節　処理すべき事務又は業務の大綱	
	３．　指定地方行政機関	３．　指定地方行政機関	
1-8	②　東海財務局 ア～オ（略） （追加）	②　東海財務局 ア～オ（略） カ　上記ア～オの措置等を適切に行うため、必要に応じ情報連絡員（リエゾン）を派遣する。	対策の追加
1-10	⑪ 名古屋地方気象台 ア（略） イ　気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行う。	⑪ 名古屋地方気象台 ア（略） イ　気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。）、水象の予報・警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。	表記の整理
1-11	ウ～エ（略） オ　防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努める。 ⑫　東海総合通信局 （略） キ　通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体等へ衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸与を行う。	ウ～エ（略） オ　防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。 ⑫　東海総合通信局 （略） キ　通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体等へ衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用	対策の追加

新旧対照表（風水害・原子力等災害対策計画）

頁	現　行	改　正　案	備考
		設備の貸与を行う。	
	５．　指定公共機関	５．　指定公共機関	
1-13	①～③　（略）	①～③　（略）	
1-14	（追加）	④　独立行政法人都市再生機構 ア　関係機関からの情報収集や密接な連携を図る。 イ　国等からの要請・依頼に応じて、危険度判定士や応急仮設住宅建設要員の派遣等を迅速に行うとともに、賃貸型応急住宅としての UR 賃貸住宅の貸与や応急仮設住宅の建設用地の提供を行う。	（独）都市再生機構の指定公共機関への指定に伴う修正
	④　日本銀行 （略）	⑤　日本銀行 （略）	
	⑤　日本赤十字社 ア　必要に応じ所定の常備救護班が迅速に出動できる体制を整備するため、平時から計画的に救護員を養成・確保するとともに、医療器材、医薬品、血液製剤の現有数の確認、救護資材の整備点検等を行う。 （追加） イ　医療、助産、遺体の処理（一時保存を除く。）の業務を行う。 ウ　（略） エ　（略） オ　（略）	⑥　日本赤十字社 ア　必要に応じ所定の常備救護班が迅速に出動できる体制を整備するため、平常時から計画的に救護員を養成・確保するとともに、医療器材、医薬品、血液製剤の現有数の確認、救護資材の整備点検等を行う。 イ　避難所の設置に係る支援を行う。 ウ　医療、助産、死体の処理（一時保存を除く。）の業務を行う。 エ　（略） オ　（略） カ　（略）	災害救助法に基づく救助に係る日本赤十字社への委託事項の範囲が拡大されたことに伴う修正及び表記の整理
	⑥　日本放送協会 （略）	⑦　日本放送協会 （略）	
	⑦　中日本高速道路株式会社 （略）	⑧　中日本高速道路株式会社 （略）	
	⑧　中部国際空港株式会社 （略）	⑨　中部国際空港株式会社 （略）	
1-15	⑨　東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社 （略）	⑩　東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社 （略）	
	⑩　日本郵便株式会社 （略）	⑪　日本郵便株式会社 （略）	
	⑪　中部電力株式会社、関西電力株式会社、電源開発株式会社 ア～イ（略）	⑫　中部電力株式会社（※1）、株式会社ＪＥＲＡ、関西電力株式会社（※2）、電源開発株式会社（※3） ア～イ（略） （※1）中部電力パワーグリッド株式会社及び中部電力ミライズ株式会社を含む。（以降同じ。） （※2）関西電力送配電株式会社を含む。（以降同じ。） （※3）電源開発送変電ネットワーク株式会社を含む。（以降同じ。）	中部電力（株）、関西電力（株）及び電源開発（株）の分社、（株）ＪＥＲＡの指定公共機関への指定に伴う修正
	⑫　東邦瓦斯株式会社 （略）	⑬　東邦瓦斯株式会社 （略）	
	⑬　日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社	⑭　日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社	

新旧対照表（風水害・原子力等災害対策計画）

頁	現　行	改　正　案	備考
	（略）	（略）	
	⑭　西日本電信電話株式会社	⑮　西日本電信電話株式会社	
	（略）	（略）	
1-16	⑮　エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	⑯　エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	
	（略）	（略）	
	⑯　ＫＤＤＩ株式会社	⑰　ＫＤＤＩ株式会社	
	（略）	（略）	
	⑰　株式会社ＮＴＴドコモ	⑱　株式会社ＮＴＴドコモ	
	（略）	（略）	
	⑱　ソフトバンク株式会社	⑲　ソフトバンク株式会社	
	（略）	（略）	
	⑲　一般社団法人日本建設業連合会	⑳　一般社団法人日本建設業連合会	
	（略）	（略）	
	⑳　株式会社イトーヨーカ堂、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブンーイレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン＆アイ・ホールディングス	㉑　株式会社イトーヨーカ堂、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブンーイレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン＆アイ・ホールディングス	
	（略）	（略）	
	７．公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	７．公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	
	①～②　（略）	①～②　（略）	
1-18	③　日東衛生組合 災害時に被災地から搬入された、し尿等を迅速に処理を行う。	（削除） （削除）	組合解散による修正及び表記の整理
	④　尾三衛生組合	③　尾三衛生組合	
	（略）	（略）	
	⑤　産業経済団体	④　産業経済団体	
	（略）	（略）	
	⑥　東名古屋医師会	⑤　東名古屋医師会	
	（略）	（略）	
	⑦　愛豊歯科医師会	⑥　愛豊歯科医師会	
	（略）	（略）	
	⑧　日進市薬剤師会	⑦　日進市薬剤師会	
	（略）	（略）	
	⑨　文化、厚生、社会団体	⑧　文化、厚生、社会団体	
	（略）	（略）	
	⑩　自治団体等	⑨　自治団体等	
	（略）	（略）	
	⑪　市内建設業者等で組織する災害対策協力団体	⑩　市内建設業者等で組織する災害対策協力団体	
	（略）	（略）	
	⑫　重要な施設の管理者	⑪　重要な施設の管理者	
	（略）	（略）	
	第２編　災害予防計画	**第２編　災害予防計画**	
	第１章　防災協働社会の形成推進	第１章　防災協働社会の形成推進	
	第２節　自主防災組織・ボランティアに関する計画	第２節　自主防災組織・ボランティアに関する計画	
	１．自主防災組織に関する計画	１．自主防災組織に関する計画	

新旧対照表（風水害・原子力等災害対策計画）

頁	現　行	改　正　案	備考
2-3	（２）自主防災組織等の環境整備 （略） また、自主防災組織が防災に関するＮＰＯ、消防団、企業、学校、防災ボランティア団体など防災関係団体同士と顔の見える密接な関係（ネットワーク）を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施、支援及び指導に努めるものとする。	（２）自主防災組織等の環境整備 （略） また、自主防災組織がＮＰＯ・ボランティア等（以下「ＮＰＯ・ボランティア関係団体等」という。）、消防団、企業、学校など防災関係団体同士と顔の見える密接な関係（ネットワーク）を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施、支援及び指導に努めるものとする。	表記の整理
2-4	２．ボランティアに関する計画 （略） 市は、社会福祉協議会、日本赤十字社等や災害ボランティアコーディネーター団体などのボランティア関係団体との連携を図り、災害時においてボランティアの活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図る。 ①　ボランティアの受入体制の整備 ア　市は、あらかじめ平常時にボランティア団体と次に掲げる災害発生時の対応や連絡体制について定期的な意見交換に努める。 ・（略） ・災害時にコーディネーターを派遣することを協力するボランティア関係団体（協力団体）にコーディネーターの派遣を要請する。 イ　防災訓練等においてボランティア関係団体の協力を得て、ボランティア支援本部の立ち上げ訓練を行う。 ②　ボランティアコーディネーター養成講座の開催 市及び県は、ボランティア関係団体と相互に連絡し、ボランティアとして被災地の支援をしたい者と支援を求める者との調整役になるコーディネーターの確保に努める。このため、市及び社会福祉協議会はボランティアコーディネーターの養成に努める。 （略）	２．ボランティアに関する計画 （略） 市は、社会福祉協議会、日本赤十字社及びＮＰＯ・ボランティア関係団体等との連携を図り、災害時においてボランティアの活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図る。 ①　ボランティアの受入体制の整備 ア　市は、あらかじめ平常時にＮＰＯ・ボランティア関係団体等と次に掲げる災害発生時の対応や連絡体制について定期的な意見交換に努める。 ・（略） ・災害時にコーディネーターを派遣することを協力するＮＰＯ・ボランティア関係団体（以下「協力団体」という。）にコーディネーターの派遣を要請する。 イ　防災訓練等において協力団体の協力を得て、ボランティア支援本部の立ち上げ訓練を行う。 ②　ボランティアコーディネーター養成講座の開催 市及び県は、ＮＰＯ・ボランティア関係団体等と相互に連絡し、ボランティアとして被災地の支援をしたい者と支援を求める者との調整役になるコーディネーターの確保に努める。このため、市及び社会福祉協議会はボランティアコーディネーターの養成に努める。 （略）	表記の整理 表記の整理及び防災基本計画の修正を踏まえた修正
2-5	③　ボランティア関係団体との連携 大規模災害時におけるボランティアの円滑な受入及びボランティアの効果的な活動が実施されるよう、市は、地域での連絡会の設置・協定の締結などにより、ボランティア関係団体との連携に努める。 ３．連携体制の確保 日頃から地域の防災関係者間の連携を取ることが重要であるため、市は、平時から自主防災組織、防災に関するＮＰＯ及び防災関係団体等との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野のＮＰＯ等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努めるものとする。	③　ＮＰＯ・ボランティア関係団体等との連携 大規模災害時におけるボランティアの円滑な受入及びボランティアの効果的な活動が実施されるよう、平常時からＮＰＯ・ボランティア関係団体等と連携して、受援体制の構築・強化を図る。 また、市は、地域での連絡会の設置・協定の締結などにより、ＮＰＯ・ボランティア関係団体等との連携に努める。 ３．連携体制の確保 日頃から地域の防災関係者間の連携を取ることが重要であるため、市は、平常時から自主防災組織、ＮＰＯ・ボランティア関係団体等との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野のＮＰＯ等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努めるものとする。	

新旧対照表（風水害・原子力等災害対策計画）

頁	現　行	改　正　案	備考
	第３節　企業防災の促進	第３節　企業防災の促進	
	１．　企業における措置	１．　企業における措置	
	(1) 事業継続計画の策定・運用	(1) 事業継続計画の策定・運用	愛知県地域防災計画の表記に合わせた修正
	企業は、災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定・運用するよう努めるとともに、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（ＢＣＭ）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。	企業は、災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定・運用するよう努めるとともに、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（ＢＣＭ）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。	
	（追加）	特に、食糧、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。	
	（２）生命の安全確保	（２）生命の安全確保	
	顧客及び自社、関連会社、派遣会社、協力会社などの役員・従業員の身体・生命の安全を確保するものとする。	顧客及び自社、関連会社、派遣会社、協力会社などの役員・従業員の身体・生命の安全を確保するものとする。また、事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。	防災基本計画の修正を踏まえた修正
	（追加）		
2-6	２．市及び商工団体等における措置	２．市及び商工団体等における措置	
	市及び商工団体等は、企業トップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、ＢＣＰの策定・運用を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により、企業の防災力向上の推進を図るものとする。	市及び商工団体等は、企業トップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、ＢＣＰ等の策定・運用を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により、企業の防災力向上の推進を図るものとする。	
	（略）	（略）	
	①　ＢＣＰの策定促進	①　ＢＣＰ等の策定促進	
	ア 普及啓発活動	ア 普及啓発活動	
	市及び商工団体等は、企業防災の重要性やＢＣＰの必要性について積極的に啓発していく。（追加）	市及び商工団体等は、企業防災の重要性やＢＣＰの必要性について積極的に啓発していく。また、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。	
	イ 情報の提供	イ 情報の提供	

新旧対照表（風水害・原子力等災害対策計画）

頁	現　行	改　正　案	備考
	企業がＢＣＰを策定するためには、想定リスクを考える必要があることから、市は被害想定やハザードマップ等を積極的に公表する。 ②　相談体制の整備 　市及び商工団体等は、企業が被災した場合に速やかに相談等に対応できるよう、相談窓口・相談体制等について検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援についてあらかじめ整理しておく。 　（追加）	企業がＢＣＰ等を策定するためには、想定リスクを考える必要があることから、市は被害想定やハザードマップ等を積極的に公表する。 ②　相談体制等の整備 　市及び商工団体等は、企業が被災した場合に速やかに相談等に対応できるよう、相談窓口・相談体制等について検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援についてあらかじめ整理しておく。 　また、県及び市は、あらかじめ商工団体等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。	
	第２章　防災訓練及び防災意識の向上	第２章　防災訓練及び防災意識の向上	
2-7	■災害を最小限に食い止めるには、県・市等防災関係機関による災害対策の推進はもとより、住民等一人ひとりが日頃から災害についての認識を深め、災害から自らを守るとともに、お互いに助け合うという意識と行動が必要であるため、市は、防災訓練、教育、広報、住民相談等を通じて防災意識の向上を図る。 ■（略） ■（略） ■（略）	■国、県及び市は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。 ■（略） ■（略） ■（略）	防災基本計画の修正を踏まえた修正
	第１節　防災訓練の実施	第１節　防災訓練の実施	
2-8	１．基礎訓練 （１）水防訓練 　（略） （２）消火訓練 　行政区、自治会（自主防災組織）、消防団、事業所等の組織を活用して、地区防火訓練会、地区防火教室を開催し、火災予防と初期消火等防災知識、技術の普及と啓発に努める。	１．基礎訓練 （１）水防訓練 　（略） （２）消火訓練 　区、自治会（自主防災組織）、消防団、事業所等の組織を活用して、地区防火訓練会、地区防火教室を開催し、火災予防と初期消火等防災知識、技術の普及と啓発に努める。	表記の整理
	第２節　防災のための意識啓発・広報	第２節　防災のための意識啓発・広報	
2-10	（略） １．　防災意識の啓発 　市は、災害発生時等に住民が的確な判断に基づき行動できるよう、県や防災関係機関、民間事業者等と協力して、次の事項を中心に防災についての正しい知識、防災対応等について啓発する。 　（追加）	（略） １．　防災意識の啓発 　市は、市民が「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとることができるよう、県や防災関係機関、民間事業者等と協力して、次の事項を中心に防災についての正しい知識、防災対応等について啓発する。 　また、災害に関するビデオなどを自主防災組織、学校等に貸し出して、防災教育の推進を図る。 　名古屋地方気象台は、市民が防災気象情報を活用し的確な防災行動をとることができるよう、県、市及び防災関係機関と協力して、次の事項の（１）、（５）～（７）について解説を行い、啓発を図る。 　さらに、県及び市は、防災に関する様々な動向や各種	防災基本計画の修正を踏まえた修正

新旧対照表（風水害・原子力等災害対策計画）

頁	現　行	改　正　案	備考
		データを分かりやすく発信するよう努める。	
	２．普及の方法	２．防災に関する知識の普及	
		市は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防・土砂災害・二次災害防止に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。	防災基本計画の修正を踏まえた修正
		また、市は、地域と連携を図り、地域の実情に応じた防災の教育及び普及促進を図るとともに、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。	
		さらに、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー、障害福祉サービス事業者等）の連携により、要配慮者（高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者）に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。	
	普及の内容を住民等に周知徹底するため、次の方法により実施する。	普及の内容を住民等に周知徹底するため、次の方法により実施する。	
	３．家庭内備蓄等の推進	３．家庭内備蓄等の推進	
2-11	市及び県は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想され、食料その他生活必需品の入手が困難になるおそれがあるため、飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等その他の生活必需品について、可能な限り１週間分程度、最低でも３日間分の家庭内備蓄を推進する。	市及び県は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想され、食料その他生活必需品の入手が困難になるおそれがあるため、飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等その他の生活必需品について、可能な限り１週間分程度、最低でも３日間分の家庭内備蓄を推進するとともに、マスク、消毒液、体温計といった感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するよう呼びかける。さらに、自動車へのこまめな満タン給油を呼びかける。	防災基本計画の修正を踏まえた修正
	また、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るものとする。	また、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るものとする。	
	第３章　避難対策	第３章　避難対策	
	第１節　避難に関する計画	第１節　避難に関する計画	
2-14	４．避難所の運営体制の整備	４．避難所の運営体制の整備	
	市は、「愛知県避難所運営マニュアル」などを活用し、各地域の実情を踏まえた避難所ごとに運営体制の整備を図るものとする。避難所の運営にあたっては、現に避難所に滞在する住民だけでなく、在宅での避難生活を余儀なくされる住民への支援も念頭に置いた運営体制を検討する。	市は、「日進市避難所運営マニュアル」などを活用し、各地域の実情を踏まえた避難所ごとに運営体制の整備を図るものとする。避難所の運営にあたっては、現に避難所に滞在する住民だけでなく、在宅での避難生活を余儀なくされる住民への支援も念頭に置いた運営体制を検討する。	日進市避難所運営マニュアル策定による修正
2-15	６．市及び防災上重要な施設管理者の避難計画	６．市及び防災上重要な施設管理者の避難計画	
	（略）	（略）	
	主体：市 内容：（１）市の避難計画 （略）	主体：市 内容：（１）市の避難計画 （略）	日進市避難所運営マニュアル策定による

新旧対照表（風水害・原子力等災害対策計画）

頁	現　行	改　正　案	備考
	（２）避難所の運営体制の整備 避難所において多種多様な問題の発生が予想されるため、「愛知県避難所運営マニュアル」等を活用し、地域の実情を踏まえた運営体制の整備を図るものとする。 （略）	（２）避難所の運営体制の整備 避難所において多種多様な問題の発生が予想されるため、「日進市避難所運営マニュアル」等を活用し、地域の実情を踏まえた運営体制の整備を図るものとする。 （略）	修正
	第４章　避難行動の促進対策	第４章　避難行動の促進対策	
	第１節　気象警報や避難勧告等の情報伝達体制の整備	第１節　気象警報や避難勧告等の情報伝達体制の整備	
2-17	（略） 市は、さまざまな環境下にある住民、要配慮者利用施設の施設管理者等が、災害のおそれがある場合に適時的確な避難行動を判断できるように、平時から継続的な防災教育やハザードマップ等を活用した実践的な訓練を実施し、とるべき避難行動等の周知を図る。また、気象警報や避難勧告等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、コミュニティＦＭ放送、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等を用いた伝達手段の多重化、多様化の確保を図る。 また、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討する。 （追加）	（略） 市は、さまざまな環境下にある住民、要配慮者利用施設の施設管理者等が、災害のおそれがある場合に適時的確な避難行動を判断できるように、平時から継続的な防災教育やハザードマップ等を活用した実践的な訓練を実施し、とるべき避難行動等の周知を図る。また、気象警報や避難勧告等が速やかに確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、コミュニティＦＭ放送、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ＩＰ通信網、ケーブルテレビ網等を用いた伝達手段の多重化、多様化の確保を図る。 また、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討する。 市及びライフライン事業者は、災害情報共有システム（Ｌアラート）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。	防災基本計画の修正を踏まえた修正
	第３節　避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成	第３節　避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成	
2-19	１．市における措置 （１）マニュアルの作成 ①（略） ②（略） ア～イ（略） ウ　土砂災害警戒情報、土砂災害警戒判定メッシュ情報 ③～⑦（略）	１．市における措置 （１）マニュアルの作成 ①（略） ②（略） ア～イ（略） ウ　土砂災害警戒情報、大雨警報（土砂災害）の危険度分布、土砂災害危険度情報 ③～⑦（略）	。 表記の整理
2-20	（２）判断基準の設定に係る助言 （略）	（２）判断基準の設定等に係る助言 （略）	表記の整理
	第４節　避難誘導等に係る計画の策定	第４節　避難誘導等に係る計画の策定	
	１．市及び防災上重要な施設の管理者における措置 （略） （１）市の避難計画 市の避難計画には、原則として次の事項を記載するものとする。	１．市及び防災上重要な施設の管理者における措置 （略） （１）市の避難計画 市の避難計画には、原則として次の事項を記載するものとする。	

新旧対照表（風水害・原子力等災害対策計画）

頁	現　行	改　正　案	備考
2-21	①（略） ②（略） （追加）	①（略） ②（略） なお、指定緊急避難場所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。	防災基本計画の修正を踏まえた修正
	第５節　避難に関する意識啓発	第５節　避難に関する意識啓発	
2-21 2-22	１．市における措置 市は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、緊急避難場所・避難所・災害危険地域等を明示した防災マップ、洪水時の浸水想定区域及び浸水深を示したハザードマップ、広報誌・ＰＲ紙などを活用して広報活動を実施し、住民の意識啓発を図るものとする。 （１）（略） （２）避難のための知識の普及 市は、必要に応じて、次の事項につき住民に対して、普及のための措置をとるものとする。 ①（略） ②避難時における知識 ・（略） ・（略） ・避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきこと	１．市及び名古屋地方気象台における措置 市は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、緊急避難場所・避難所・災害危険地域等を明示した防災マップ、洪水時の浸水想定区域及び浸水深を示したハザードマップ、広報誌・ＰＲ紙などを活用した広報活動、並びに研修を実施し、住民の意識啓発を図るものとする。 （１）（略） （２）避難のための知識の普及 市及び名古屋地方気象台は、必要に応じて、次の事項につき住民に対して、普及のための措置をとるものとする。 ①（略） ②避難時における知識 ・（略） ・（略） ・避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保（垂直避難等）」を行うべきこと	実施機関の追加及び表記の整理
	第５章　避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	第５章　避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	
2-23	■（略） ■（略） ■市にあっては、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。また、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。その際には、内閣府が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」や、県が作成している「市町村のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアル」などを活用するものとする。	■（略） ■（略） ■市にあっては、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ＮＰＯ・ボランティア関係団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。また、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。その際には、内閣府が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」や、県が作成している「市町村のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアル」などを活用するものとする。	表記の整理

新旧対照表（風水害・原子力等災害対策計画）

頁	現　行	改　正　案	備考
	■社会福祉施設等の管理者は、その施設を利用する者を適切に避難誘導するため、市、地域住民、ボランティア団体等の多様な主体と協力体制を図るものとする。	■社会福祉施設等の管理者は、その施設を利用する者を適切に避難誘導するため、市、地域住民、ＮＰＯ・ボランティア関係団体等の多様な主体と協力体制を図るものとする。	
	（追加）	■令和２年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進するものとする。	防災基本計画の修正を踏まえた修正
	■（略）	■（略）	
2-23	第１節　避難所の指定・整備	第１節　避難所の指定・整備等	
	１．市における措置	１．市における措置	
	（２）指定避難所の指定	（２）指定避難所の指定	
	①（略）	①（略）	
2-24	（追加）	②上記①の基準に加え、避難所として指定する施設は、耐震性、耐火性の確保、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、バリアフリー化しておくことが望ましい。	国のガイドライン等に基づく修正
	②（略）	③（略）	
	③（略）	④（略）	
	④（略）	⑤（略）	
	⑤（略）	⑥（略）	
	（追加）	⑦市は、指定管理施設を指定避難所とする場合には、施設の設置者及び指定管理者との間で、あらかじめ避難所運営に関する役割分担等を明確にしておくものとする。	
	（３）避難所が備えるべき設備の整備	（３）避難所が備えるべき設備の整備	
	避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布等の整備を図るとともに、空調・洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。	避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布等の整備を図るとともに、マスク、消毒液の備蓄に努める。さらに、空調・洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。	防災基本計画の修正を踏まえた修正
		なお、バリアフリー化がされていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう障害者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。	国のガイドライン等に基づく修正
	また、緊急時に有効な次の設備について、平時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備しておくよう努めていく。	また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、緊急時に有効な次の設備について、平常時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備しておくよう努めていく。	防災基本計画の修正を踏まえた修正
	（４）避難所の破損等への備え	（４）避難所の破損等への備え	
	（略）	（略）	
	（５）避難所の運営体制の整備	（５）避難所の運営体制の整備	
	①～③(略)	①～③(略)	
	（追加）	④市は、避難所でのペット同行避難者の受入体制につい	国のガイドラ

新旧対照表（風水害・原子力等災害対策計画）

頁	現　行	改　正　案	備考
		て検討する。	イン等に基づく修正
	（追加）	⑤市は、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。	防災基本計画の修正を踏まえた修正
	（追加）	⑥新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、市が作成した「避難所における新型コロナウイルス感染症等の対応方針」などを参考に、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。	
	第２節　要配慮者支援対策	第２節　要配慮者支援対策	
	１．市及び社会福祉施設等管理者における措置 （１）社会福祉施設等における対策 ①～④（略）	１．市及び社会福祉施設等管理者における措置 （１）社会福祉施設等における対策 ①～④（略）	
2-25	（追加）	⑤非常用電源の確保等 病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後７２時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。	防災基本計画の修正を踏まえた修正
2-27	２．外国人等に対する対策 （略） ①～④（略） ⑤災害時に多言語情報の提供を行う愛知県災害多言語支援センターや県国際交流協会の「多言語情報翻訳システム」の活用等が図られるための体制整備を推進する。	２．外国人等に対する対策 （略） ①～④（略） ⑤災害時に多言語情報の提供を行う愛知県災害多言語支援センターの体制整備を推進する。	表記の整理
	第８章　建築物等の安全化	第８章　建築物等の安全化	
	第２節　ライフライン施設対策	第２節　ライフライン施設対策	
2-34	（追加） （追加） 電力施設、ガス施設、上水道、工業用水道、下水道、通信施設等の管理者は、ライフライン関係施設等について、浸水防止対策等災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。 （追加）	１　施設管理者及び市における措置 （１）施設の代替性及び安全性の確保 電力施設、ガス施設、上水道、工業用水道、下水道、通信施設等の管理者は、ライフライン関係施設等について、浸水防止対策等災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。 （２）早期復旧や予防保全の迅速化に向けた相互の連携 市は、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、電力事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と早期復旧のための協力体制の整備を推進する。また、県、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏	防災基本計画の修正を踏まえた修正

新旧対照表（風水害・原子力等災害対策計画）

頁	現　行	改　正　案	備考
		まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市との協力に努める。	
	第９章　応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	第９章　応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	
	第１節　防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	第１節　防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	
2-36	１．市及び防災関係機関における措置 （１）～（３）（略） （４）応急活動のためのマニュアルの作成等	１．市及び防災関係機関における措置 （１）～（３）（略） （４）応急活動のためのマニュアルの作成等	
2-37	市及び防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。	市及び防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。	防災基本計画の修正を踏まえた修正
	（追加）	また、市は、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。	
	（５）人材の育成等 市は、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させ、応急対策全般への対応力を高めるため、研修制度・内容の充実を図るとともに、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図る。 また、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。	（５）人材の育成等 ①　市は、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させ、応急対策全般への対応力を高めるため、研修制度・内容の充実を図るとともに、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図る。 ②　緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるとともに、市及びライフライン事業者等は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。 ③　市は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むとともに、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。	防災基本計画の修正を踏まえた修正
	（６）防災中枢機能の充実 市及び防災関係機関は、保有する施設、設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図るものとする。	（６）防災中枢機能の充実 ①　市及び防災関係機関は、保有する施設、設備について、代替エネルギーシステムや電動車等の活用を含め自家発電設備、ＬＰガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低３日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信	防災基本計画の修正を踏まえた修正

新旧対照表（風水害・原子力等災害対策計画）

頁	現　行	改　正　案	備考
		手段の確保を図るものとする。	
	また、市は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。	②　市は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。	
	（追加）	（７）防災関係機関相互の連携 市は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。	
	（７）浸水対策用資機材の整備強化 注意箇所等について具体的浸水対策工法を検討し、浸水対策活動に必要なくい木、土のう袋、スコップ、カケヤ等の防災資機材の確保並びに水防等浸水対策用倉庫の整備改善及び点検を行う。	（８）浸水対策用資機材の整備強化 市は、浸水注意箇所等について具体的浸水対策工法を検討し、浸水対策活動に必要なくい木、土のう袋、スコップ、カケヤ等の防災資機材の確保並びに水防等浸水対策用倉庫の整備改善及び点検を行う。	表記の整理
	（８）防災用拠点施設の屋上番号標示 （略）	（９）防災用拠点施設の屋上番号標示 （略）	
	４．情報の収集・連絡体制の整備 （１）情報の収集・連絡体制 市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進する。	４．情報の収集・連絡体制の整備等 （１）情報の収集・連絡体制 市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくとともに、必要に応じ無人航空機、車両等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備する。	防災基本計画の修正を踏まえた修正
2-38	（２）通信手段の確保 ①通信施設の防災構造化等 市等防災関係機関は、通信施設の災害に対する安全性の確保、停電対策及び危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブルの地中化の促進、有線・無線化、地上・衛星系によるバックアップ対策など、災害時に通信手段が確保できるよう通信施設を防災構造化するほか、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。 ②～③（略）	（２）通信手段の確保 ①通信施設の防災構造化等 市等防災関係機関は、通信施設の災害に対する安全性の確保、停電対策及び危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブルの地中化の促進、有線・無線化、地上・衛星系によるバックアップ対策など、大規模停電時も含め災害時に通信手段が確保できるよう通信施設を防災構造化するほか、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。 ②～③（略）	
	（追加）	（３）被災者等への情報伝達 電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。 また、電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。	
	７．物資の備蓄、調達供給体制の確保 （１）市は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の	７．物資の備蓄、調達供給体制の確保 （１）市は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の	

新旧対照表（風水害・原子力等災害対策計画）

頁	現　行	改　正　案	備考
	地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料、飲料水（ペットボトル等）、生活必需品、燃料その他の物資についてあらかじめ備蓄を図るよう努力するものとする。	地理的条件や過去の災害等を踏まえて、必要とされる食料、飲料水（ペットボトル等）、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。	
	なお、備蓄を行うに当たっては、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮する。 また、避難生活で特に重要となる仮設トイレについても、備蓄に努めるものとする。	なお、備蓄を行うに当たっては、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮する。 また、避難生活で特に重要となる仮設トイレについても、備蓄に努めるものとする。	
2-39	（２）（略） （３）市は、災害時に迅速に食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資を調達、輸送できるよう、関係業界との連携を深めるよう努力するものとする。	（２）（略） （３）市は、災害時に迅速に食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資を調達、輸送できるよう、平常時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平常時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。	
	９．災害廃棄物処理に係る事前対策 （１）市災害廃棄物処理計画の策定 市は、災害廃棄物対策指針（平成２６年３月：環境省）及び愛知県災害廃棄物処理計画（平成２８年１０月）に基づき、市災害廃棄物処理計画を策定し、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力等について、具体的に示すものとする。 （２）広域連携、民間連携の促進 市、中部地方環境事務所及び県は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。 また、市は、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時に整備する廃棄物処理施設の処理能力について災害廃棄物への対応として計画的に一定程度の余裕を持たせることや処理施設の能力の維持を図る。	９．災害廃棄物処理に係る事前対策 （１）市災害廃棄物処理計画の策定 市は、災害廃棄物対策指針（平成３０年３月改定：環境省）及び愛知県災害廃棄物処理計画（平成２８年１０月）に基づき、市災害廃棄物処理計画を策定し、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力等について、具体的に示すものとする。 （２）広域連携、民間連携の促進 市、中部地方環境事務所及び県は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。 また、市は、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時に整備する廃棄物処理施設の処理能力について災害廃棄物への対応として計画的に一定程度の余裕を持たせることや処理施設の能力の維持を図る。 また、災害廃棄物の撤去等を円滑に進めるため、市の	防災基本計画の修正及び愛知県地域強靭化計画の改訂を踏まえた修正

新旧対照表（風水害・原子力等災害対策計画）

頁	現　行	改　正　案	備考
		廃棄物担当部局、災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会及びＮＰＯ・ボランティア関係団体等が平常時から連携を図り、災害時に緊密に連携して災害廃棄物の撤去等に対応するものとする。	
	第１０章　水害予防対策	第１０章　水害予防対策	
	第３節　浸水想定区域における対策	第３節　浸水想定区域における対策	
2-42	２．浸水想定区域のある市における措置 （１）（略）	２．浸水想定区域のある市における措置 （１）（略）	
2-43	（２）ハザードマップ（防災マップ）の配布 浸水想定区域のある場合、市地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ（防災マップ）の配布その他の必要な措置を講じるものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努めるものとする。	（２）ハザードマップ（防災マップ）の配布 浸水想定区域のある場合、市地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ（防災マップ）の配布その他の必要な措置を講じるものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。 また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上でとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう、周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル４で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。	防災基本計画の修正を踏まえた修正
	（３）（略）	（３）（略）	
	第７節　農地防災対策	第７節　農地防災対策	
2-45 2-46	２．　関連調整事項 （１）ため池等の被災は農地・農業用施設のみならず公共施設・住宅等に多大な影響を及ぼすことから、堤体、洪水吐等の現状を十分把握するとともに脆弱性が確認された場合は、改修工事等必要な対策を実施する。 また、下流に住宅や公共施設等があり、施設が決壊した場合に影響を与えるおそれのあるため池（防災重点ため池）について、ハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図るものとする。	２．　関連調整事項 （１）ため池等の被災は農地・農業用施設のみならず公共施設・住宅等に多大な影響を及ぼすことから、堤体、洪水吐等の現状を十分把握するとともに脆弱性が確認された場合は、改修工事等必要な対策を実施する。 また、防災重点ため池（決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池）について、耐震化等を推進するとともにハザードマップの作成支援などを行い、適切な情報提供を図るものとする。	表記の整理
	第１１章　土砂災害等予防対策	第１１章　土砂災害等予防対策	
	第２節　土砂災害の防止	第２節　土砂災害の防止	
2-47	（略） ①～②（略）	（略） ①～②（略）	

新旧対照表（風水害・原子力等災害対策計画）

頁	現　行	改　正　案	備考
2-48	③総合土砂災害対策 ア（略） イ（略） ⅰ　土砂災害警戒区域 （略） ⅱ　土砂災害特別警戒区域 急傾斜の崩壊に伴う土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動に対して住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある崩壊を生ずることなく耐えることのできる力を上回る区域。 土砂災害特別警戒区域に指定された区域内では、次の制限等がある。 ・開発行為の制限 ・建築物の安全性の向上 ・建築物に対する移転等の勧告	③総合土砂災害対策 ア（略） イ（略） ⅰ　土砂災害警戒区域 （略） ⅱ　土砂災害特別警戒区域 急傾斜の崩壊に伴う土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動に対して住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある崩壊を生ずることなく耐えることのできる力を上回る区域。 土砂災害特別警戒区域に指定された区域内では、次の制限等がある。 ・開発行為の制限 ・建築物の構造規制による安全確保 ・建築物に対する移転等の勧告	表記の整理
	第１３章　広域応援体制の整備	第１３章　広域応援体制の整備	
	第１節　広域応援体制の整備	第１節　広域応援体制の整備	
2-57	１．市における措置 （１）（略） （２）応援協定の締結等 ①相互応援協定 （略） （追加） ②民間団体等との協定 市は、災害対策基本法第 49 条の 3 に基づき、民間団体等と応援協定を締結するなど必要な措置を講ずることにより、各主体が災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行えるよう努めるものとする。民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用するものとする。また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意すること。 （３）防災活動拠点の確保等及び受援体制の整備 （追加） 市は、円滑に国又は県等からの広域的な応援を受ける	１．市における措置 （１）（略） （２）応援協定の締結等 ①相互応援協定の締結 （略） ②技術職員の確保 市は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。 ③民間団体等との協定の締結等 市は、災害対策基本法第 49 条の 3 に基づき、民間団体等と応援協定を締結するなど必要な措置を講ずることにより、各主体が災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行えるよう努めるものとする。民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用するものとする。また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意すること。 （３）防災活動拠点の確保等及び受援体制の整備 ①防災活動拠点の確保等 市は、円滑に国又は県等からの広域的な応援を受ける	防災基本計画の修正を踏まえた修正

新旧対照表（風水害・原子力等災害対策計画）

頁	現　行	改　正　案	備考
	ことができるよう、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要となる拠点、緊急輸送ルート等の確保、整備及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。 　なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路等の輸送施設及びトラックターミナル、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとする。 （追加） （追加）	ことができるよう、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要となる拠点、緊急輸送ルート等の確保、整備及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。 　なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路等の輸送施設及びトラックターミナル、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとする。 　また、国（国土交通省）、県及び市は、防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。 ②受援体制の整備 　市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行うものとする。 　また、市は、訓練等を通じて、被災市区町村応援職員確保システムを活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。	
	第３節　支援物資の円滑な受援供給体制の整備	第３節　支援物資の円滑な受援供給体制の整備	
2-58	１　市における措置 （１）災害時の円滑な物流に向けた体制の検討 　市は、円滑に国等からの支援物資の受入・供給を行うため、広域物資輸送拠点や地域内輸送拠点等（以下、「物資拠点」という。）の見直しを始め、物資拠点における作業体制等について検討を行うとともに、関係機関との情報の共有に努めるものとする。 （追加） （２）（略）	１　市における措置 （１）災害時の円滑な物流に向けた体制の検討 　市は、円滑に国等からの支援物資の受入・供給を行うため、広域物資輸送拠点や地域内輸送拠点等（以下、「物資拠点」という。）の見直しを始め、物資拠点における作業体制等について検討を行うとともに、関係機関との情報の共有に努めるものとする。 　また、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。この際、市は、災害時に物資拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資拠点を選定しておくよう努めるものとする。 （２）（略）	防災基本計画の修正を踏まえた修正
	第１４章　防災に関する調査研究の推進	第１４章　防災に関する調査研究の推進	
2-59	（略） （１）危険区域の把握 （略） （２）調査研究成果の活用 （略）	（１）危険区域の把握 （略） （２）調査研究成果の活用 （略）	防災基本計画の修正を踏まえた修正

新旧対照表（風水害・原子力等災害対策計画）

頁	現　行	改　正　案	備考
	（３）防災アセスメントの実施及び防災カルテ等の整備 危険地域の把握や危険地区の被害想定等の各種の調査研究による成果を活用し、地域の実状に即した危険性を把握するための防災アセスメントを積極的に実施する。 また、その結果をもとにして、防災カルテ・防災マップ・防災マニュアルを作成する。さらに、災害危険区域及び避難所等を示した防災マップの作成及び公表に努める。 （４）地籍調査 （略）	（３）防災アセスメントの実施及び防災カルテ等の整備 地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について普及啓発するとともに、危険地域の把握や危険地区の被害想定等の各種の調査研究による成果を活用し、地域の実状に即した危険性を把握するための防災アセスメントを積極的に実施する。 また、その結果をもとにして、防災カルテ・防災マップ・防災マニュアルを作成する。さらに、災害危険区域及び避難所等を示した防災マップの作成及び公表に努める。 （４）地籍調査 （略）	
	第３編　災害応急対策計画	**第３編　災害応急対策計画**	
	第１章　活動体制（組織の動員配備）	第１章　活動体制（組織の動員配備）	
	第１節　災害対策本部の組織等	第１節　災害対策本部の組織等	
3-1	１．　災害対策本部の組織 （略） 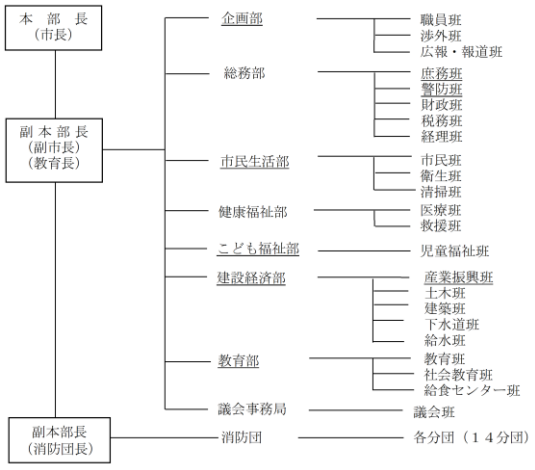 日進市災害対策本部組織図	１．　災害対策本部の組織 （略） 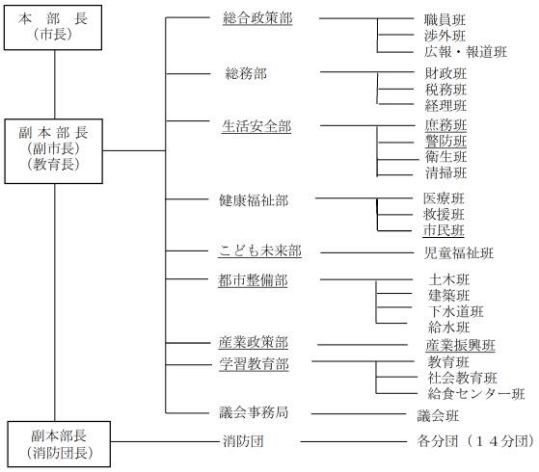 日進市災害対策本部組織図	市の組織再編に伴う修正
	第２節　非常配備の体制等	第２節　非常配備の体制等	
3-3	１．　非常配備の編成 （略）	１．　非常配備の編成 （略）	

新旧対照表（風水害・原子力等災害対策計画）

<table>
<tr><th>頁</th><th>現　行</th><th>改　正　案</th><th>備考</th></tr>
<tr><td></td><td>（１）勤務時間内の場合
 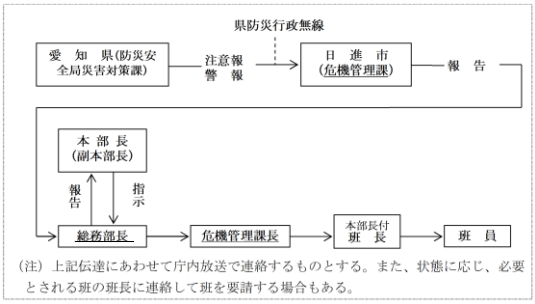

（注）上記伝達にあわせて庁内放送で連絡するものとする。また、状態に応じ、必要とされる班の班長に連絡して班を要請する場合もある。

（２）勤務時間外、休日の場合
 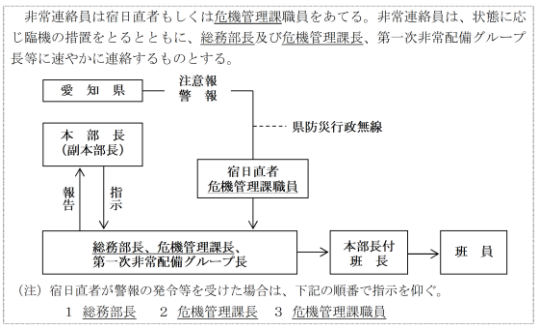

（注）宿日直者が警報の発令等を受けた場合は、下記の順番で指示を仰ぐ。
１　総務部長　２　危機管理課長　３　危機管理課職員</td><td>（１）勤務時間内の場合
 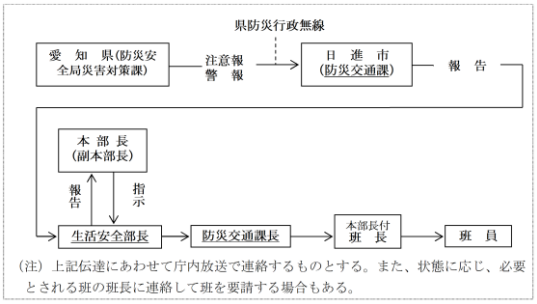

（注）上記伝達にあわせて庁内放送で連絡するものとする。また、状態に応じ、必要とされる班の班長に連絡して班を要請する場合もある。

（２）勤務時間外、休日の場合
 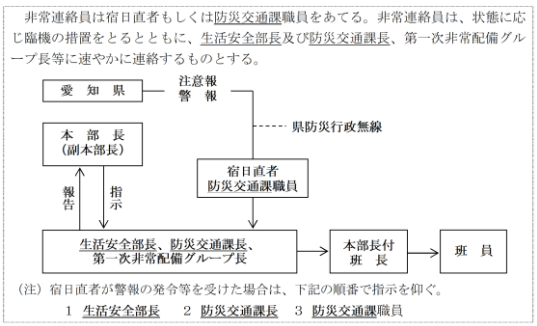

（注）宿日直者が警報の発令等を受けた場合は、下記の順番で指示を仰ぐ。
１　生活安全部長　２　防災交通課長　３　防災交通課職員</td><td>市の組織再編に伴う修正</td></tr>
<tr><td>3-4</td><td>２．非常配備体制の区分と基準
（略）
<table><tr><th>種別</th><th>配備内容</th><th>配備基準</th></tr><tr><td>非常配備準備体制</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>第一次非常配備</td><td>情報連絡活動及び災害に対する警戒のため配備するもので、状況によりさらに高度の配備体制に移行できる体制とし、危機管理課、総務課、道路建設課、土木管理課及び総務部、建設経済部の一部の職員により構成する班体制（６班体制）が待機する体制とする。</td><td>・（略）
・（略）
・その他災害対策本部長もしくは総務部長が必要と認めたとき</td></tr><tr><td>第二次非常配備</td><td>第一次非常配備体制に加え、小規模な災害応急対策を実施しつつ、その後の推移を警戒するため、必要に応じ配備するもので、災害の</td><td>・（略）
・大雨特別警報あるいは暴風特別警報が発表されたとき
・上記のほか、相</td></tr></table></td><td>２．非常配備体制の区分と基準
（略）
<table><tr><th>種別</th><th>配備内容</th><th>配備基準</th></tr><tr><td>非常配備準備体制</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>第一次非常配備</td><td>情報連絡活動及び災害に対する警戒のため配備するもので、状況によりさらに高度の配備体制に移行できる体制とし、各部長（議会事務局長を除く）、防災交通課、道路建設課、土木管理課及び生活安全部、都市整備部の一部の職員により構成するグループ体制（７グループ体制）が待機する体制とする。</td><td>・（略）
・（略）
・その他災害対策本部長もしくは生活安全部長が必要と認めたとき</td></tr><tr><td>第二次非常配備</td><td>第一次非常配備に加え、小規模な災害応急対策を実施しつつ、その後の推移を警戒するため、必要に応じ配備するもので、災害の規</td><td>・（略）
・（削除）
・上記のほか、大規模の災害が発生するおそれがあるとき</td></tr></table></td><td>市の組織再編に伴う修正及び配備基準の見直しによる修正</td></tr>
</table>

頁	現　行			改　正　案			備考
		規模等に応じ、活動に必要な人員を確保できる非常配備班（１８班編成）とする。	当規模の災害が発生するおそれがあるとき ・（略） ・その他災害対策本部長または総務部長もしくは第一次非常配備グループ長が必要と認めたとき		模等に応じ、活動に必要な人員を確保できる非常配備班（１４班編成）とする。 警戒レベル発令に応じた強化体制に移行する。	・（略） ・その他災害対策本部長または生活安全部長もしくは第一次非常配備グループ長が必要と認めたとき	
	第三次非常配備	大規模な災害が発生又は発生するおそれのある場合で、災害応急対策を実施又は実施のために待機する体制で、全職員により活動する体制とする。	・（略） ・上記のほか、大規模な災害が発生するおそれがあるとき ・その他災害対策本部長もしくは総務部長が必要と認めたとき	第三次非常配備	大規模な災害が発生又は発生するおそれのある場合で、災害応急対策を実施又は実施のために待機する体制で、全職員により活動する体制とする。	・（略） ・大雨特別警報あるいは暴風特別警報が発表され、かつ大規模な災害が発生するおそれがあるとき ・その他災害対策本部長もしくは生活安全部長が必要と認めたとき	

4．非常配備体制下の活動

種別	活動内容
第一次非常配備	・（略） ・市内状況や気象情報等の必要事項を総務部長に報告する。
第二次非常配備	（略）
第三次非常配備	（略）

3-5

4．非常配備体制下の活動

種別	活動内容
第一次非常配備	・（略） ・市内状況や気象情報等の必要事項を生活安全部長に報告する。
第二次非常配備	（略）
第三次非常配備	（略）

市の組織再編に伴う修正

	第２章　気象情報等の伝達	第２章　気象情報等の伝達	
3-7	２．市における予警報の伝達要領 県等から伝達される各種予警報並びに対策通報は、危機管理課において受信し、状況に応じて市災害対策本部並びに市消防団長に速やかに伝達するとともに、住民等に周知徹底を図るものとする。 （略）	２．市における予警報の伝達要領 県等から伝達される各種予警報並びに対策通報は、防災交通課において受信し、状況に応じて市災害対策本部並びに市消防団長に速やかに伝達するとともに、住民等に周知徹底を図るものとする。 （略）	市の組織再編に伴う修正
	第３章　被害状況等の収集・伝達	第３章　被害状況等の収集・伝達	
	１．市における措置	１．市における措置	

新旧対照表（風水害・原子力等災害対策計画）

<table>
<tr><th>頁</th><th>現　行</th><th>改　正　案</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>3-8</td><td>（１）（略）
（２）災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告
市長は、災害の状況（被害規模に関する概括的情報を含む）及び応急対策活動情報（応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等）について、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。
この場合において、市長は、被害の発生地域、避難指示（緊急）等の措置を講じた地域等を地図上に表示することができる県防災情報システムの防災地理情報システムを有効に活用するものとする。
また、市災害対策本部非常配備の総務部長及び市災害対策本部の各部長は、被害状況をまとめ災害対策本部長に報告するとともに、危機管理課に報告書を提出する。
危機管理課においては、各部長からの報告内容を集計し、各関係機関へ連絡及び報告を行う。
（３）（略）
（４）火災、災害即報要領に基づく報告
①　市は、火災、災害即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日消防災第 267 号。以下「即報要領」という。）に定める即報基準に該当する火災、災害を覚知したときは、原則として、30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、その第一報を県に報告するものとし、以後、判明した事項のうちから逐次報告する。
（略）</td><td>（１）（略）
（２）災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告
市長は、災害の状況（被害規模に関する概括的情報を含む）及び応急対策活動情報（応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等）について、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。
この場合において、市長は、被害の発生地域、避難指示（緊急）等の措置を講じた地域等を地図上に表示することができる県防災情報システムの防災地理情報システムを有効に活用するものとする。
また、市災害対策本部非常配備の生活安全部長及び市災害対策本部の各部長は、被害状況をまとめ災害対策本部長に報告するとともに、防災交通課に報告書を提出する。
防災交通課においては、各部長からの報告内容を集計し、各関係機関へ連絡及び報告を行う。
（３）（略）
（４）火災・災害等即報要領に基づく報告
①　市は、火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日消防災第 267 号。以下「即報要領」という。）に定める即報基準に該当する火災、災害を覚知したときは、原則として、30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、その第一報を県に報告するものとし、以後、判明した事項のうちから逐次報告する。
（略）</td><td>市の組織再編に伴う修正</td></tr>
<tr><td>3-10</td><td>４．関係機関及び住民等への伝達の方法
<table><tr><th>主体</th><th>内容</th></tr><tr><td>市</td><td>（略）
①～②（略）
③伝達組織（行政区長等）を通じる。
④～⑦（略）</td></tr></table></td><td>４．関係機関及び住民等への伝達の方法
<table><tr><th>主体</th><th>内容</th></tr><tr><td>市</td><td>（略）
①～②（略）
③伝達組織（区長等）を通じる。
④～⑦（略）</td></tr></table></td><td>表記の整理</td></tr>
<tr><td></td><td>第６章　広報</td><td>第６章　広報</td><td></td></tr>
<tr><td>3-17</td><td>（略）
<table><tr><th>主体</th><th>内容</th></tr><tr><td>市、消防及び警察等防災関係機関</td><td>①　広報活動
ア　広報の手段
（略）
イ　広報の内容
（略）
ウ　広報活動の実施方法
・（略）
・各防災関係機関は、臨時広報紙等の配布、掲示板や緊急速報メール機能、ホームペ</td></tr></table></td><td>（略）
<table><tr><th>主体</th><th>内容</th></tr><tr><td>市、消防及び警察等防災関係機関</td><td>①　広報活動
ア　広報の手段
（略）
イ　広報の内容
（略）
ウ　広報活動の実施方法
・（略）
・各防災関係機関は、臨時広報紙等の配布、掲示板や緊急速報メール機能、ホームペ</td></tr></table></td><td>防災基本計画の修正を踏まえた修正</td></tr>
</table>

新旧対照表（風水害・原子力等災害対策計画）

頁	現　行	改　正　案	備考
3-18	ージ、ソーシャルメディアの利用等あらゆる媒体を有効に活用して広報活動を行う。 （略）	ージ、ソーシャルメディアの利用等あらゆる媒体を有効に活用して広報活動を行う。特に、停電や通信障害発生時は、被災者が情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの貼り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供を行う。 （略）	
	第７章　避難	第７章　避難	
	第１節　避難対策	第１節　避難対策	
3-19	１．市における措置 （１）避難勧告等 （略） ①～②（略）	１．市における措置 （１）避難勧告等 （略） ①～②（略）	
3-20	③［警戒レベル３］避難準備・高齢者等避難開始 一般住民に対して避難準備（避難所等で滞在するための衣類や食料品等の準備）を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等に早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備（要配慮者避難）情報を伝達する。 また、必要に応じ、［警戒レベル３］避難準備・高齢者等避難開始の発令等とあわせて避難場所を開設する。 なお、夜間、早朝に避難勧告等を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において［警戒レベル３］避難準備・高齢者避難開始を発令する。 １２．避難誘導及び移送 （１）住民等の避難誘導 ①～③（略）	③［警戒レベル３］避難準備・高齢者等避難開始 一般住民に対して避難準備（避難所等で滞在するための衣類や食料品等の準備）を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等に早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備（要配慮者避難）情報を伝達する。 また、必要に応じ、［警戒レベル３］避難準備・高齢者等避難開始の発令等とあわせて避難場所を開設する。 なお、夜間、早朝に避難勧告等を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において［警戒レベル３］避難準備・高齢者等避難開始を発令する。 １２．避難誘導及び移送 （１）住民等の避難誘導 ①～③（略）	表記の整理
3-26	（追加）	④市は、指定緊急避難場所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるものとする。	防災基本計画の修正を踏まえた修正
	第２節　避難所の開設・運営	第２節　避難所の開設・運営	
3-27	市は、災害のため避難した居住者や滞在者等や被災した住民等を、一時的に滞在させるための施設として、避難所を必要に応じて開設するものとする。ただし、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則開設しないものとする。	市は、災害のため避難した居住者や滞在者等や被災した住民等を、一時的に滞在させるための施設として、避難所を必要に応じて開設するものとする。また、避難所を開設する場合は、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。ただし、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。 また、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に	防災基本計画の修正を踏まえた修正及び日進市避難所運営マニュアルの策定による修正

新旧対照表（風水害・原子力等災害対策計画）

頁	現　行	改　正　案	備考
		県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。	
	また、市及び県は事前に避難所として指定した施設等の破損に備えて、避難用テントの備蓄等を計画的に進めるとともに、災害時には、「愛知県避難所運営マニュアル」や市の「避難所活動マニュアル」等に基づき、避難所の円滑な運営を図る。 要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、福祉避難所を開設したり、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。	また、市及び県は事前に避難所として指定した施設等の破損に備えて、避難用テントの備蓄等を計画的に進めるとともに、災害時には、「愛知県避難所運営マニュアル」や市の「日進市避難所運営マニュアル」、「避難所活動マニュアル」等に基づき、避難所の円滑な運営を図る。 要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、福祉避難所を開設したり、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。	
	２．避難所の運営 （略） ①（略） ② 避難者の把握 必要な物資などの数量を確実に把握するため、避難者に世帯単位での登録を求め、避難所ごとに避難している人員の把握に努める。なお、収容能力からみて支障があると判断したときは、速やかに適切な措置を講じる。	２．避難所の運営 （略） ①（略） ② 避難者の把握 必要な物資などの数量を確実に把握するため、避難者に世帯単位での登録を求め、避難所ごとに避難している人員の把握に努める。なお、収容能力からみて支障があると判断したときは、速やかに適切な措置を講じる。また、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるものとする。 ③～⑤（略）	
3-28	⑥ 避難者への情報提供 市の災害対策本部と情報連絡を行い、正しい情報を避難者に知らせて、流言飛語の流布防止と不安の解消に努める。特に、自宅での生活への復帰を避難者へ促す目安となるよう、ライフラインの復旧状況等、日常生活に関わる情報を避難所にも提供するように努める。また、目の見えない人や耳の聞こえない人、外国人等へ情報提供方法について、「愛知県避難所運営マニュアル」の「避難所利用者の事情に配慮した広報の例」を参考に配慮する。	⑥ 避難者への情報提供 市の災害対策本部と情報連絡を行い、正しい情報を避難者に知らせて、流言飛語の流布防止と不安の解消に努める。特に、自宅での生活への復帰を避難者へ促す目安となるよう、ライフラインの復旧状況等、日常生活に関わる情報を避難所にも提供するように努める。また、目の見えない人や耳の聞こえない人、外国人等へ情報提供方法について、「日進市避難所運営マニュアル」の「避難所利用者の事情に配慮した広報の例」を参考に配慮する。 ⑦～⑩（略）	日進市避難所運営マニュアルの策定による修正
3-29	⑪　ペットの取扱 ペットと同行している避難者に対し、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図る。	⑪　ペットの取扱 必要に応じて、ペットの飼育場所の確保に努めるものとし、ペットと同行している避難者に対し、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図る。また、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。	国のガイドラインに基づく修正及び防災基本計画の修正を踏まえた修正
	⑫（略） （追加）	⑫（略） ⑬ 感染症対策 市は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。	
	第１１章　医療救護・防疫・保健衛生	第１１章　医療救護・防疫・保健衛生	

新旧対照表（風水害・原子力等災害対策計画）

頁	現　行	改　正　案	備考
	第１節　医療救護	第１節　医療救護	
3-36	災害時には、家屋の倒壊、火災の発生等から、外傷、骨折、火傷及び窒息等、多くの傷害が予測され、その程度も死亡から重傷、軽傷まで様々である。特に災害初期においては、医療救護活動が生命の存否に直結することが多いことから、広く医療機関の協力を得て迅速な対応を図るため、医師会、薬剤師会、歯科医師会、災害医療コーディネーター等の広範囲な協力体制の確立に努める。 市は、医療救護所を設置し、必要に応じて地区医師会、歯科医師会、薬剤師会等に対して協力を求め、地域の医療体制確保に努めるとともに、管内の避難所等における医療ニーズの把握に努めるものとする。 市は、地域災害医療対策会議に参画して、管内の医療ニーズや医療救護活動を報告するとともに、関係機関との情報の共有を図り、また、必要に応じて医療チーム等の派遣や、医薬品供給等の支援を要請する。 市は、災害時医療救護活動マニュアルを策定し、適切な医療救護活動が円滑に進められるよう努める。 １．医療救護班の編成、派遣 ①～②（略） ③ 医療救護活動に必要な医薬品等は、最寄りの医薬品等販売業者から調達することを原則とし、災害の状況等により不足する場合は、市等は２次医療圏ごとに設置される地域災害医療対策会議に調達の要請をする。 ④（略）	災害時には、家屋の倒壊、火災の発生等から、外傷、骨折、火傷及び窒息等、多くの傷害が予測され、その程度も死亡から重傷、軽傷まで様々である。特に災害初期においては、医療救護活動が生命の存否に直結することが多いことから、広く医療機関の協力を得て迅速な対応を図るため、医師会、薬剤師会、歯科医師会、災害医療コーディネーター等の広範囲な協力体制の確立に努める。 市は、医療救護所を設置し、必要に応じて地区医師会、歯科医師会、薬剤師会等に対して協力を求め、地域の医療体制確保に努めるとともに、管内の避難所等における医療ニーズの把握に努めるものとする。 市は、保健医療調整会議に参画して、管内の医療ニーズや医療救護活動を報告するとともに、関係機関との情報の共有を図り、また、必要に応じて医療チーム等の派遣や、医薬品供給等の支援を要請する。 市は、災害時医療救護活動マニュアルを策定し、適切な医療救護活動が円滑に進められるよう努める。 １．医療救護班の編成、派遣 ①～②（略） ③ 医療救護活動に必要な医薬品等は、最寄りの医薬品等販売業者から調達することを原則とし、災害の状況等により不足する場合は、市等は２次医療圏等の区域ごとに設置される保健医療調整会議に調達の要請をする。 ④（略）	表記の整理 表記の整理
	第２節　防疫・保健衛生	第２節　防疫・保健衛生	
3-40	４．応援協力要請 （１）～（４）（略） （４）県は、市町村からの求めに応じ、または、必要と認めるときは、ＤＰＡＴを派遣する。	４．応援協力要請 （１）～（４）（略） （４）県は、市からの求めに応じ、または、必要と認めるときは、ＤＰＡＴを派遣する。	表記の整理
	第１３章　輸送対策	第１３章　輸送対策	
3-44	１．緊急輸送道路等の確保 （略） （２）道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保 ①（略） ②管理道路における緊急輸送道路指定路線について、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能を確保する。 ③～④（略） （略）	１．緊急輸送道路等の確保 （略） （２）道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保 ①（略） ②管理道路における緊急輸送道路指定路線及び重要物流道路（代替路及び補完路を含む。）について、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能を確保する。 ③～④（略） （略）	表記の整理
	第１４章　交通施設対策	第１４章　交通施設対策	

新旧対照表（風水害・原子力等災害対策計画）

頁	現　行	改　正　案	備考
3-47	２．運転者の措置 災害対策基本法に基づき、緊急通行車両以外の車両の通行が禁止される交通規制が行われた場合、通行禁止区域（交通の規制が行われている区域又は道路の区間をいう。）内の一般車両の運転者は、次の措置をとらなければならない。 ① 速やかに車両を次の場所に移動させること。 ア 道路の区間を指定して交通規制が行われたときは、当該道路の区間以外の場所 イ 区域を指定して交通規制が行われたときは、道路以外の場所 ②～③（略）	２．運転者の措置 災害対策基本法に基づき、緊急通行車両以外の車両の通行が禁止される交通規制が行われた場合、同法第 76 条の 2 の規定により、緊急交通路内の一般車両の運転者は、次の措置をとらなければならない。 ① 速やかに車両を次の場所に移動させること。 ア 緊急交通路に指定された区間以外の場所 イ 緊急交通路の区域に指定されたときは、道路以外の場所 ②～③（略）	表記の整理
	第１５章　ライフライン施設等の応急対策	第１５章　ライフライン施設等の応急対策	
3-48	第１節　電力施設対策	第１節　電力施設対策	
	①～②（略） ③ 応急工事が実施困難な場合、他の電気関係業者の応援を求めて実施するものとする。 ④（略） （追加）	①～②（略） ③ 応急工事が実施困難な場合及び復旧資機材が不足する場合は、他の電気関係業者の応援を求めて実施するものとする。また、大規模な災害発生のおそれがある場合、所有する電源車、発電機等の現在時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。 ④（略） ⑤ 大規模停電発生時には、直ちに、国及び県と調整を行い、電源車等を県が決定した配備先に配備するよう努める。	防災基本計画の修正を踏まえた修正
	第５節　一般通信施設等の対策	第５節　一般通信施設等の対策	
3-50	電気通信事業者は、電気通信施設等に災害が発生し、又はそのおそれがある場合は、当該施設を災害から防御し、一般通信サービスを確保するための応急措置を講じるものとする。	電気通信事業者は、電気通信施設等に災害が発生し、又はそのおそれがある場合は、当該施設を災害から防御し、一般通信サービスを確保するための応急措置を講じるものとする。また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有するものとする。	防災基本計画の修正を踏まえた修正
	（追加）	第６節　ライフライン施設の応急復旧	
	（追加） （追加）	①　現地作業調整会議の開催 ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、関係する省庁、県、市、ライフライン事業者等は、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催する。 ②　ライフラインの復旧現場等へのアクセスルート上の道路啓開 合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、道路管理者は、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開を実施する。	防災基本計画の修正を踏まえた修正
	第１６章　ボランティアの受入計画	第１６章　ボランティアの受入計画	
	（略）	（略）	

新旧対照表（風水害・原子力等災害対策計画）

頁	現　行	改　正　案	備考
3-51	（略）	（略）	
	（２）コーディネーターの役割	（２）コーディネーターの役割	表記の整理
	・（略） ・コーディネーターは、行政機関、協力団体、ボランティア関係団体等と相互に連携し、ライフラインの復旧や仮設住宅への入居等の状況を踏まえ、復興の自立を進めるために、ボランティアによる支援から自主的な相互扶助等への円滑な移行ができるように努める。	・（略） ・コーディネーターは、行政機関、協力団体、ＮＰＯ・ボランティア関係団体等と相互に連携し、ライフラインの復旧や仮設住宅への入居等の状況を踏まえ、復興の自立を進めるために、ボランティアによる支援から自主的な相互扶助等への円滑な移行ができるように努める。	
	（３）ボランティア団体等の活動内容	（３）ＮＰＯ・ボランティア関係団体等の活動内容	
	ボランティア団体等に依頼する活動内容は、主として次のとおりとする。 ・炊き出し、その他の災害救助活動 ・介護、看護補助 ・清掃及び防疫 ・災害応急対策物資、資材の輸送及び配分 ・応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業 ・アマチュア無線等による情報の収集、伝達 ・軽易な事務の補助 ・その他上記作業に類した作業 なお、活動内容の選定にあたっては、ボランティア団体等の意見を尊重して決定する。	ＮＰＯ・ボランティア関係団体等に依頼する活動内容は、主として次のとおりとする。 ・炊き出し、その他の災害救助活動 ・介護、看護補助 ・清掃及び防疫 ・災害応急対策物資、資材の輸送及び配分 ・応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業 ・アマチュア無線等による情報の収集、伝達 ・軽易な事務の補助 ・その他上記作業に類した作業 なお、活動内容の選定にあたっては、ＮＰＯ・ボランティア関係団体等の意見を尊重して決定する。	
	（４）ボランティア団体等との連携	（４）ＮＰＯ・ボランティア関係団体等との連携	
3-52	市は、社会福祉協議会、被災地入りしているＮＰＯ等のボランティア団体と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。	市は、社会福祉協議会、県内及び県外から被災地入りしているＮＰＯ・ボランティア関係団体等と、情報を共有する場において、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。	
	（５）協力が予想されるボランティア団体等	（５）協力が予想されるＮＰＯ・ボランティア関係団体等	
	（略）	（略）	
	第１７章　応援協力・派遣要請	第１７章　応援協力・派遣要請	
	第４節　防災活動拠点の確保及び受援体制の整備	第４節　防災活動拠点の確保及び受援体制の整備	
3-59	（追加） 市は、大規模な災害が発生し県内外からの広域的な応援を受ける場合に、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要となる拠点及び受援体制について、関係機関との調整の上、確保、整備に努めるものとする。 当該拠点は、市町村又は県が応援活動を行う場合の活動拠点としての活用も図るものとする。防災活動拠点には、その規模に応じて、地区防災活動拠点、地域防災活動	１．市における措置 （１）大規模な災害が発生し県内外からの広域的な応援を受ける場合に、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要となる拠点及び受援体制について、関係機関との調整の上、確保を図るものとする。 （２）当該拠点は、市又は県が応援活動を行う場合の活動拠点としての活用も図るものとする。	表記の整理

新旧対照表（風水害・原子力等災害対策計画）

<table>
<tr><th>頁</th><th>現　行</th><th>改　正　案</th><th>備考</th></tr>
<tr><td></td><td>拠点、広域防災活動拠点、中核防災活動拠点等があり、市は、受援及び応援のための集結・集積活動拠点として、地区防災活動拠点の確保を図るものとする。
（追加）</td><td>（３）物資の輸送拠点について、市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。
２　防災活動拠点の確保</td><td>防災基本計画の修正を踏まえた修正</td></tr>
<tr><td></td><td>（追加）</td><td>防災活動拠点には、その規模に応じて、地区防災活動拠点、地域防災活動拠点（※）、広域防災活動拠点、中核防災活動拠点等があり、市は、受援及び応援のための集結・集積活動拠点として、地区防災活動拠点の確保を図るものとする。
※道の駅については、面積要件等を満たさない場合においても、道路管理者及び施設管理者との合意の上、地域防災活動拠点に位置づけることができる。</td><td>対策の追加</td></tr>
<tr><td></td><td>（追加）
<table><tr><td rowspan="6">地区防災活動拠点の要件等</td><td>設置主体</td><td>（略）</td></tr><tr><td>災害想定の規模</td><td>市町村の区域内における局地的な土砂災害、林野火災等</td></tr><tr><td>応援の規模</td><td>（略）</td></tr><tr><td>役割</td><td>（略）</td></tr><tr><td>拠点数</td><td>（略）</td></tr><tr><td>要件</td><td>（略）</td></tr></table></td><td>３　防災活動拠点の区分と要件等
<table><tr><td rowspan="6">地区防災活動拠点の要件等</td><td>設置主体</td><td>（略）</td></tr><tr><td>災害想定の規模</td><td>市区域内における局地的な土砂災害、林野火災等</td></tr><tr><td>応援の規模</td><td>（略）</td></tr><tr><td>役割</td><td>（略）</td></tr><tr><td>拠点数</td><td>（略）</td></tr><tr><td>要件</td><td>（略）</td></tr></table></td><td>表記の整理</td></tr>
<tr><td></td><td>第１８章　清掃</td><td>第１８章　清掃</td><td></td></tr>
<tr><td>3-60</td><td>２．し尿収集処理の方法
（１）（略）
（２）し尿処理については、日東衛生組合の処理能力の範囲内において処理するほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に定める基準に従って行う。</td><td>２．し尿収集処理の方法
（１）（略）
（２）し尿処理については、日進美化センターの処理能力の範囲内において処理するほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に定める基準に従って行う。</td><td>組合解散による施設名の変更</td></tr>
<tr><td></td><td>第２１章　住宅対策</td><td>第２１章　住宅対策</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>第２節　応急仮設住宅の供与</td><td>第２節　応急仮設住宅の供与</td><td></td></tr>
<tr><td>3-65</td><td>２．被災者の入居及び管理運営
<table><tr><td>（略）</td></tr></table></td><td>２．被災者の入居及び管理運営
<table><tr><td>（略）</td></tr></table></td><td>表記の整理</td></tr>
<tr><td>3-66</td><td><table><tr><td>（４）管理運営</td></tr><tr><td>・（略）
・応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使</td></tr></table></td><td><table><tr><td>（４）管理運営</td></tr><tr><td>・（略）
・応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用</td></tr></table></td><td></td></tr>
</table>

新旧対照表（風水害・原子力等災害対策計画）

頁	現　行	改　正　案	備考
	用目的に反しないよう適切に管理する。その際、応急仮設住宅における安心･安全の確保、孤独死やひきこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮するものとする。	目的に反しないよう適切に管理する。その際、応急仮設住宅における安心･安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮するものとする。	
	（略）	（略）	
	第３節　住宅の応急修理	第３節　住宅の応急修理	
3-67	（略） （１）対象者 災害により住家が半壊（焼）し、そのままでは当面の日常生活を営むことができず、かつ自己の資力では住宅の応急修理を行うことができない者とする。 （略）	（略） （１）対象者 （ア）住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者 （イ）大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者 （略）	表記の整理
	第２６章　航空災害対策	第２６章　航空災害対策	
3-74	（略） １．情報の伝達系統 （１）民間航空機の場合 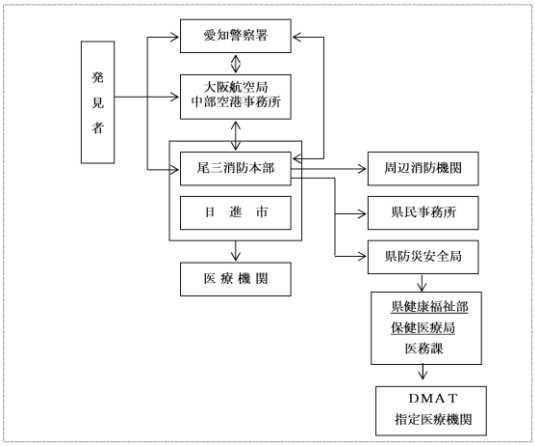	（略） １．情報の伝達系統 （１）民間航空機の場合 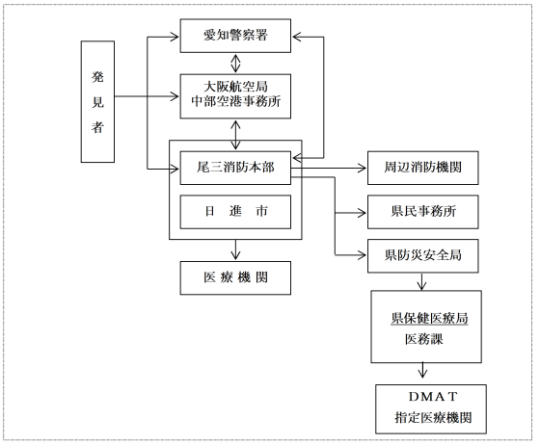	県の組織再編に伴う修正
	第４編　災害復旧・復興計画	**第４編　災害復旧・復興計画**	
	第２章　公共施設等災害復旧対策	第２章　公共施設等災害復旧対策	
	第１節　公共施設災害復旧事業	第１節　公共施設災害復旧事業	
4-4	１．～２．（略） （追加）	１．～２．（略） ３．重要物流道路（代替・補完路を含む）の指定に伴う災害復旧事業の代行 重要物流道路（代替・補完路を含む。）に指定された道路で、災害復旧に関する工事に高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して実施することが適当である	

新旧対照表（風水害・原子力等災害対策計画）

頁	現　行	改　正　案	備考
		と認められるものについては、県又は市からの要請により国が代行して実施することができる。	
	第３章　災害廃棄物処理対策	第３章　災害廃棄物処理対策	
4-6	１．市における措置 （１）（略） （２）災害廃棄物の迅速かつ適正な処理 ①～③（略） （追加）	１．市における措置 （１）（略） （２）災害廃棄物の迅速かつ適正な処理 ①～③（略） ④ボランティア、ＮＰＯ等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、ＮＰＯ等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。	防災基本計画の修正を踏まえた修正
	第４章　災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金	第４章　災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金	
	第１節　罹災証明書の交付等	第１節　罹災証明書の交付等	
4-7	１．市における措置 （１）罹災証明書の交付 市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。 （追加）	１．市における措置 （１）罹災証明書の交付 市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。 なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。	防災基本計画の修正を踏まえた修正